

(歯科) 国民健康保険・療養費支給申請用
 診療報酬明細書(医療機関記入欄) 年 月 日

患者氏名											男・女	昭平令	年	月	日	特記事項							
傷病名 部位											診療 開始日	年	月	日	診療 実日数	日() 日)							
											転帰	治癒	死亡	中止									
初診											時間外()	休日()	深夜()	乳()	乳・時間外()	乳・休日()	乳・深夜()	特()	特導()	特連()	特地()	外来環()	点
再診											時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	再外来環				
管理・リハ	歯管										義管	実地指	P画像		歯リ		その他						
投薬・注射	内屯外注										調		処方		情		処		注				
X線 検査	全額		色調		P混検		P部検		基本検査		精密検査		その他										
	標		S培		顎運動																		
										EMR													
処置・ 手術	う蝕		保護		Rコ		填塞		Hys		咬調												
	抜髄		感根処		根貼		根充		加圧根充		生切		除去		T.cond		P基処						
	SC		SRP		前		小		大		前		小		大								
	Pcur		前		小		大		前		小		大		SPT(I)		SPT(II)		P重防				
	抜歯乳		前		+ +		日		+ +		埋		+ +		切開		+ +						
その他																							
麻酔	伝麻		浸麻		その他																		
歯冠修復及び 欠陥補綴	補診		維持管理																				
	(生単)		前C		(失単)		前C		(窩洞)		印象		TeC		咬合		修理						
			金硬				金硬																
			既製				既製																
	(生フ)		前接		(失フ)		前				試適												
			金				金																
	支台印象		支台築造		メタル		前小		大		その他		前小		大		修形		充形				
			金属		乳前小		銀前		銀小		銀大		C (I)		C (II)		装着		リテーナー				
			前小		前小		前小		前小		前小		A		D (III)		材料		Br装着				
			大		大		大		大		大		装着		装着		装着		装着				
		大銀		大銀		大銀		大銀		大銀		装着		装着		装着		装着					
ボンテ前装ック		バ前		銀前		バ大		C (I)		(II)		装着		リテーナー		× ×		× ×					
		バ小		銀小		バ小		A		D (III)		材料		Br装着		× ×		× ×					
		バ大		銀大		銀		バI		バ		コ		屈曲		不特		保					
有床義歯		1-4歯		床適合		双大		双大		線14		不		レスタナシ		× ×		× ×					
		5-8歯		床適合		双小		双小		鉤		レスタアリ		間接		× ×		× ×					
		9-11歯		床適合		鑄造14k		腕大		腕大		腕大		腕大		腕大		腕大					
		12-14歯		床適合		腕大		腕大		腕大		腕大		腕大		腕大		腕大					
		総義歯		床適合		腕前		腕前		腕前		腕前		腕前		腕前		腕前					
その他																							
その他																							
摘要																							
公費分点数	請求	点			決定	点			合計	点													
患者負担額(公費)	点			決定	点			一部負担金額	減額			割(円)											
高額療養費	円			円			領収金額	免除			支払猶予												
上記のとおり診療を行い										年 月 日から 年 月 日までの費用を領収しました。													
令和 年 月 日																							
所在地・電話番号																							
医療機関名																							
開設者氏名																							

注 記入事項を訂正する場合は必ず訂正印を押してください。
 注 本書は保険医療機関及び保険医療費担当規則第6条によるものです。